

第4章 重点事業、地域子ども・子育て支援事業 評価基準表

評価基準は A～C の3段階評価とする。

■第4章 評価基準

第4章においては、新たに設定する重点事業の31年度目標に対して、どのような進捗であったか年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価する。

なお、子ども・子育て会議での意見を踏まえ、平成29年度分の評価より、従来の目標値に対するA、B、C評価に加え、【量的評価】・【質的評価】欄を設けることとする。

A 評価 …31年度目標を達成した場合

B 評価 …31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C 評価 …31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

■第5章 評価基準

第5章においては、計画に記載している各年度の目標値・推計値が提供できたかどうか年度ごとに確認し、下記の評価基準 A～C に当てはめて評価する。

なお、子ども・子育て会議での意見を踏まえ、平成29年度分の評価より、従来の目標値に対するA、B、C評価に加え、【量的評価】・【質的評価】欄を設けることとする。

A 評価 …各年度の目標を達成した場合

B 評価 …各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C 評価 …各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

■補 足

評価にあたっては、原則として上記の基準に基づき、目標値を達成できたかどうかを評価する。ただし、目標値と実際のニーズ量に乖離がある場合を想定し、毎年各事業においてPDCAを行ながら、評価時点で実態に合った評価を行う。

実態に合った評価(具体例)

	目標値	実際のニーズ量	実際の提供量(実績値)	評価
1	642人	650人 (目標値を上回る)	<p style="text-align: center;">650人</p> <p style="text-align: center;">(◎ 目標値642人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量650人を満たした↗)</p>	A
2			<p style="text-align: center;">※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしている。</p>	
2	642人	645人 (目標値を上回る)	<p style="text-align: center;">645人</p> <p style="text-align: center;">(◎ 目標値642人を満たした↗ × 実際のニーズ量650人を満たさなかった↖)</p>	B
3			<p style="text-align: center;">※提供量が目標値を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない。</p>	
3	642人	630人 (目標値を下回る)	<p style="text-align: center;">630人</p> <p style="text-align: center;">(× 目標値642人を満たさなかった↖ × 実際のニーズ量650人を満たさなかった↖)</p>	C
4			<p style="text-align: center;">※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしている。</p>	
4	630人 (目標値を下回る)	650人 (目標値を上回る)	<p style="text-align: center;">650人</p> <p style="text-align: center;">(◎ 目標値642人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量630人を満たした↗)</p>	A
5			<p style="text-align: center;">※提供量が実際のニーズ量を満たしているが、目標値を満たしていない。</p>	
5	630人 (目標値を下回る)	635人 (目標値を上回る)	<p style="text-align: center;">635人</p> <p style="text-align: center;">(× 目標値642人を満たさなかった↖ ◎ 実際のニーズ量630人を満たした↗)</p>	B
6			<p style="text-align: center;">※提供量が実際のニーズ量を満たしているが、目標値を満たしていない。</p>	
6	630人 (目標値を下回る)	620人 (目標値を下回る)	<p style="text-align: center;">620人</p> <p style="text-align: center;">(× 目標値642人を満たさなかった↖ × 実際のニーズ量630人を満たさなかった↖)</p>	C
6			<p style="text-align: center;">※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしていない。</p>	

※上記は一例であり、事業によっては上記具体例に当てはまらないものもあるため、事業ごとに評価を判断いただくことになります。

※教育・保育の部分の評価につきましては、資料4-1をご覧ください。